

基本計画（農林水産分野）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

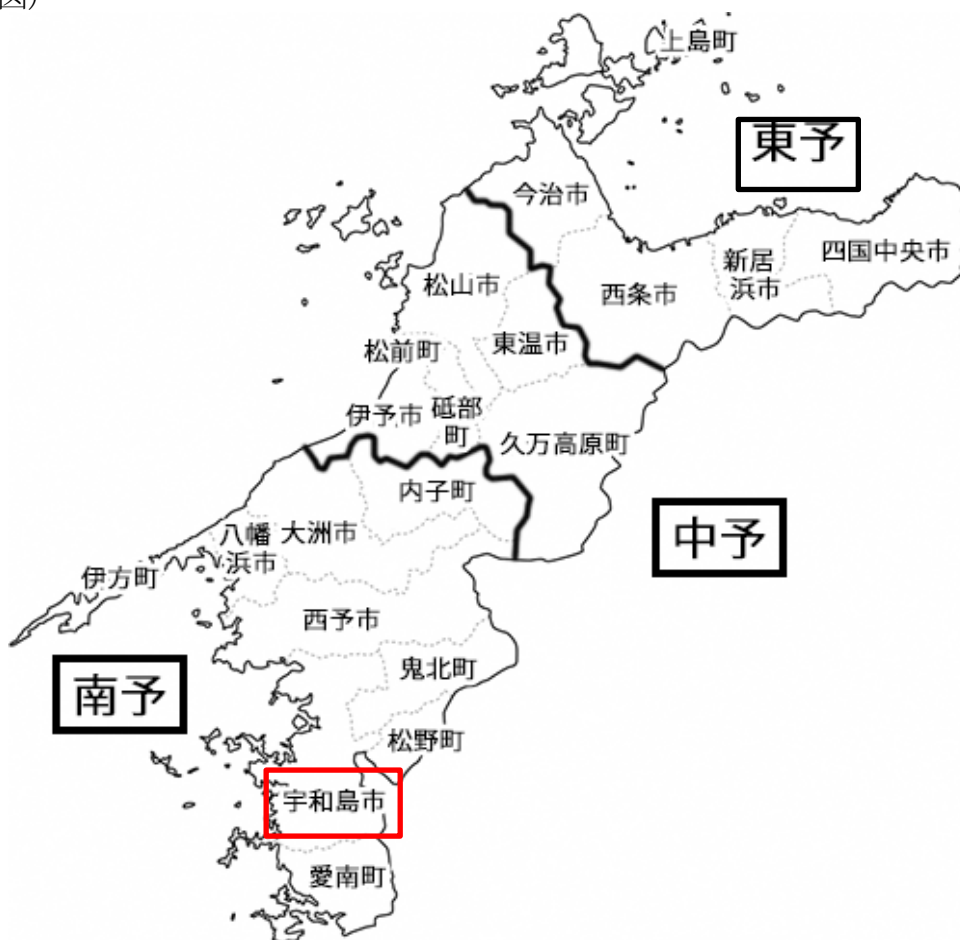
設定する区域は、平成29年11月1日現在における愛媛県宇和島市の全域とする。概ねの面積は468.16平方キロメートル程度（宇和島市面積）であり、人口は77,473人（平成27年国勢調査）である。

本促進区域は自然公園法に規定する足摺宇和海国立公園の一部区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本促進区域に含まれる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省選定の特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地等の環境保全上重要な地域その他国内野生動植物の生息・生育地等の野生生物にとって重要かつ比較的影響が大きいと考えられる地域については除くものとする。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、愛媛県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

宇和島市は愛媛県の西南部の南予地域に位置しており、県都である松山市から西南に約 100 km の距離にあり、北は西予市、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。

西は宇和海に面し、入江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5 つの有人島と多くの無人島がある。東側の鬼ヶ城連峰は、海まで迫る急峻さを備え、起伏の多い複雑な地形をしている。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在し、河川の多くは宇和海へ注いでいるが、一部の河川は四万十川に合流して高知県へ流れている。

有人島を含めた東西が 38.15 km、南北が 34.9 km あり、面積は 469.58 km²、そのうち森林が 70.9%、田畑が 17.3%、宅地が 2.9% を占めている。

気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置して、年平均気温は 16～17℃ で式を通じて温暖であり、降水量は夏季に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では、年間 2,500 mm を超える年もある。また、西側が豊後水道に面し、東側に 1,000 m 級の高峰が連なることから、冬季は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられるなど、多面的な気候をあわせもっている。

②インフラの整備状況

道路整備については、平成 24 年 3 月 10 日に、四国横断自動車道 西予宇和 I C ～ 宇和島北 I C 間が開通し、県庁所在市の松山市からの所要時間が大幅に短縮されたほか、平成 27 年 3 月 21 日に宇和島道路が全線開通し、物流面の効率化や交流人口の拡大が期待されているところ。

③産業構造

宇和島市の平成 25 年の生産額は 3,699 億円（地域経済分析システム 地域経済循環マップ（生産分析））で、産業別の構成比をみると第 1 次産業が 6.2%（全国 1.3%）、第 2 次産業が 17.4%（同 38.7%）、第 3 次産業が 76.4%（同 60.0%）と、全国と比較して第 1 次産業の比率が高いのが特徴的である。

また、農業就業人口も 3,800 人と県全体の 9% を占めるなど、農林水産業中心のまちである。

これは、温暖な気候と傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を生かし、古くから農業が発展してきたためであり、現在でも、先人が開いた急峻な樹園地を受け継ぎ、果樹栽培が盛んに行われ、全国有数のかんきつの産地になっている。

また、西部一帯に広がる恵み豊かな宇和海を生かした水産業のまちとしても発展してきており、51 にのぼる漁港を有し、古くからの漁船漁業のほか、宇和海のリアス式海岸を利用した、マダイ、ハマチなどの魚類の養殖や真珠・真珠母貝の養殖が盛んに行われている。

○就業人口（平成 26 年度）

	農業就業人口	工業従業者数	商業従業者数
宇和島市	3,806	1,597	6,151
(県に占める割合)	9.3%	2.1%	6.9%
愛媛県	41,104	75,274	88,768

※農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査より

④人口

宇和島市は、旧宇和島市と吉田町、三間町、津島町が平成 17 年に合併したまちであるが、これら旧 4 市町の人口は、昭和 40 年で 122,000 人であったが、平成 2 年には 105,000 人、そして、合併した平成 17 年 8 月時点で 92,000 人、そして現在は 77,473 人となっており、減少傾向に歯止めがかかっていない。

宇和島市はこの温暖な気候と傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を生かした農業のまちとして、また西部一帯に広がる恵み豊かな宇和海を生かした水産業のまちとして発展してきた。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

国内の人口が減少する中、地域経済を維持・活性化するためには、地域の宝を磨き、発信することが重要である。宇和島市では、地域で生産される農林水産物の高付加価値化やブランド化を進めるとともに、地域経済を支えている農林水産物に関連する産業の高度化・強靱化や海外への輸出も含めた販売促進や種苗の生産等に取り組み、生産者の所得向上の産地の活性化に向けた活動を支援することで、地域の主要産業である農林水産・地域商社分野の地域経済牽引事業を創出し、地域内での経済の好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	230 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり、平均 0.6 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、促進地域で 2.3 億円の付加価値を創出することを目指す。

2.3 億円は、促進区域の「農林水産業」及び「卸売業、小売業」の付加価値額合計値（265 億円）の約 1% であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,793 万円（愛媛県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で7%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

設定しない

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①宇和島市の柑橘等の特産品を活用した農林水産・地域商社分野

(2) 選定の理由

- ①宇和島市の柑橘等の特産品を活用した農林水産・地域商社分野

宇和島市では、急峻な地形を有効に活用した段々畑などによる柑橘を中心とした果樹栽培が盛んであり、平成27年の農業総産出額1,162千万円のうち、青果物は848千万円と約73%を占めている。なかでも、主力の柑橘類については、生産

量が約 37 千トンで県内では八幡浜市に次いで第 2 位、生産額が約 461 千万円と県内では八幡浜市、松山市に次いで第 3 位となっており、地域を支える基幹産業である。

本県のかんきつ類の生産量は約 22 万トンで、全国第 1 位であり、品目別にみると、いよかん、ポンカン、清見タンゴール、河内晩柑、せとか、カラ、紅まどんな、はるみ、はれひめ、甘平、はるか、南津海、天草、まりひめ、たろっこ、ひめのつき、アンコール、ライム、媛小春の 19 品目で全国第 1 位、温州みかんは全国第 2 位であるなど、愛媛は「かんきつ王国」であるが、それらの生産の枢要を占めているのは、宇和島市を中心とする南予地域である。

なお、宇和島市に所在する愛媛県みかん研究所では、市場性の高い新品種の開発を行うとともに、夏場まで出荷可能な保存方法の研究など、生産者の所得向上につながる意欲的な研究開発に取り組んでいる。

また、本県の海岸線総延長は全国第 5 位の約 1,700 km に及び、種々の漁船漁業が営まれるとともに、宇和島市ではリアス式海岸を利用した魚類養殖、真珠養殖も盛んに行われており、ぶり類やまだい養殖等海面養殖漁業の生産量は約 33 千トン、真珠養殖生産量約 6.8 トンと県内第 1 位（愛媛県は海面養殖業生産量約 57 千トン、真珠養殖生産量 7.5 トンでいずれも全国第 1 位）である。

さらに、農産物の生産が盛んなことから、年間 3,700 万本の野菜苗を販売する企業（シェア全国第 1 位）が宇和島を拠点に成長するなど、恵まれた資源を生かした関連産業も発展している。

本県では、農林水産関係者で構成する「えひめ愛フード推進機構」が中心となって、農林水産物やその加工品のブランド認定、販路開拓の支援、地産地消の推進などにも取り組んでいる。さらに、同機構と連携する形で、平成 24 年に組織された本県の「愛のくに えひめ営業本部」においても、本県が誇る農林水産物・食品を集めた「すご味」データベース等を活用し、本県農林水産物の販売促進に努めている。

一次産業が中心の宇和島市の地域経済を維持・活性化させていくためには、農林水産業と関連する産業を活性化させることが重要である。

そのため、豊富な柑橘を中心とした特産物を活用した新商品開発や高付加価値化の取組みのほか、海外輸出も視野に入れた販路開拓、さらには種苗生産流通などの地域経済牽引事業を創出することで、更なる生産性の向上と消費拡大を図るとともに、生産者の所得向上の産地の活性化を図ることで地域経済の発展につなげる。

○かんきつ生産量（平成 27 年）

（トン）

	県	南予	宇和島市
--	---	----	------

かんきつ	222, 887	115, 720	37, 065(2位)
いよかん	33, 193	7, 146	927(5位)
ポンカン	8, 391	8, 061	5, 088(1位)
河内晩柑	6, 045	6, 035	2, 015(2位)
清見タンゴール	5, 931	5, 644	170(4位)
せとか	3, 935	1, 204	271(3位)
カラ	2, 169	12	—
紅まどんな (愛媛果試第28号)	1, 801	170	51
はるみ	1, 659	270	8
甘平	1, 617	846	227(3位)
はれひめ	1, 272	150	81(4位)
はるか	844	450	201(2位)
南津海	693	239	183(2位)
天草	346	96	—
まりひめ	322	—	—
タロッコ	191	183.2	151(1位)
アンコール	151	—	—
ライム	5.3	4.5	0.5
媛小春	3	—	—
温州みかん	85, 292	68, 785	24, 794(2位)

※愛媛県調べ、順位は県内

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

宇和島市の地域の特性を生かして、農林水産業の振興に取り組むためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本市の強みを創出・強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 予算事業

輸出に向けた環境整備や海外での販売促進活動をはじめとする、農林水産業の強化に向けた取組みなど、地域経済牽引事業を促進し、相乗効果を発揮する環境の整備に向けた取組みを継続して実施する。

② 地方税の課税免除または不均一課税

活発な設備投資が実施されるよう、不動産取得税（県税）の課税免除または不均

一課税の実施について検討する。

③地方創生関係施策

平成 27 年度以降、地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金を活用し、農林水産物の生産体制の強化、ブランド化、販売促進など様々な地方創生に資する施策を展開している。

平成 30 年度～平成 34 年度の計画期間内において地方創生推進交付金を活用し、宇和島市の柑橘等の特産品を活用した農林水産・地域商社分野において、地域の事業者が実施する海外輸出に向けた環境整備に対する助成や、付加価値の高い商品の生産や提供、国内外での販路拡大に向けた各種プロモーション等により、本県の柑橘を中心とした農林水産業の振興と産地の活性化に向けた各種取組みを実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

①公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供

地域企業の技術力向上のため、公設試験研究機関が保有している情報であって開示することが可能な情報について、インターネット等により公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

愛媛県庁農林水産部内、宇和島市担当課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合には、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①戦略的な試験研究の推進

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度
【制度の整備】						
①予算事業	運用	同左	同左	同左	同左	同左
②不動産取得税の減免措置の創設	12 月議会以降に条例案提出	同左	同左	同左	同左	同左
③地方創生推進交付金の活用	活用の検討運用	同左	同左	同左	同左	同左
【情報処理の促進のための環境の整備】						

公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供	運用	同左	同左	同左	同左	同左
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談窓口の設置	窓口設置	運用	同左	同左	同左	同左
【その他事業環境整備】						
戦略的な試験研究の推進	運用	同左	同左	同左	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、試験研究機関である愛媛県農林水産研究所及び愛媛県みかん研究所、農林水産業関係者で構成するえひめ愛フード推進機構等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を生かし、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①愛媛県農林水産研究所

本県農林水産業の活性化と生産者の所得向上のため、優良種苗生産技術の高度化などの生産安定技術の開発、ブランド品種の育成や6次産業化の推進などの新需要創出の研究、並びに地域資源の活用・保全研究等を促進するとともに、生産者からの技術相談等に応じる。

②愛媛県みかん研究所

本県の温州みかんをはじめとしたかんきつ類に関する育種・栽培研究機能を強化するため、愛媛県果樹試験場南予分場を基に、平成19年に改組・開設された試験研究機関。新品種の開発や新しい栽培技術の確立を目指して試験研究活動を行っており、宇和島をはじめとする南予の生産者に近い立場から、様々な相談に応じる。

③えひめ愛フード推進機構

当機構は、農林水産団体、商工団体、流通業・外食産業関係団体、消費者団体、報道機関、行政団体等で構成されており、新たに本県独自のブランドとなり得る農林水産物やその加工品の発掘・認定、新しい商品の開発支援、そしてこれらの販路開拓を進めていくとともに、これまで取り組んできた地産地消や食育の一層の推進を支援しており、本県農林水産業及び関連産業の振興、ひいては、地域経済の活性化につなげていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本促進区域は自然公園法に規定する足摺宇和海国立公園の一部区域を含むため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守するとともに、足摺宇和海国立公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では、「ともに築こう 安心・安全 明るい愛媛」のスローガンの下、県民・事業者・ボランティア団体・県・市町・警察等が安全・安心に関するネットワークを構築し、協力・連携して犯罪防止のための自主活動や安全・安心に配慮した環境づくり等を通じて「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進しているところである。

事業者と地域が一体となった防犯体制の構築や防犯環境の整備等について、警察と十分な協議を行うことにより、犯罪の未然防止対策を踏まえた円滑な事業推進を図るとともに、警察との良好な関係を維持・増進し、防犯環境の整備や暴力団等の反社会的勢力の排除、交通安全対策、不法就労の防止などについて、地域の一員として住民やボランティア団体と一体となって取り組み、犯罪の起きにくい安心で安全なまちづくりに努めるよう要請する。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年1回以上、有識者会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と当該事業の見直し等を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 34 年度末日までとする。